

関西飲食店との SAGA BAR 連携業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

関西飲食店との SAGA BAR 連携

2 目的

県では、佐賀県産の日本酒、焼酎及びリキュール等（以下「佐賀酒」という。）を通して、有田焼等の伝統工芸品や県産食材などの佐賀のホンモノを体感できる「SAGA BAR」の取組を推進することにより、日本酒どころ佐賀を全国に発信し、佐賀酒の需要喚起や販路開拓につなげるため、SAGA BAR プロモーション事業を展開している。

本業務においては、関西の飲食店（以下「飲食店」という。）と連携して消費者に佐賀酒の楽しみ方や飲み方を提案し、佐賀酒を消費者に訴求するとともに、関西の酒販店や飲食店に佐賀酒を知っていただく機会を創出することで、佐賀酒の認知拡大や継続的な消費につなげることを目指す。

3. 摘要

本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、本仕様書に記載のない事項であっても、本県と決定委託事業者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。

また、業務の実施にあたっては、関係者と連携を密にすること。

4. 事業概要

(1) 期間

令和9年2月のうち2週間以上（うち1日は、県が指定する店舗において貸切りイベントを実施予定）

(2) 会場

関西の飲食店5店舗以上（うち1店舗は県が指定する店舗の予定）

(3) 内容

消費者に向けた佐賀酒フェア及び1日貸切りイベントを実施するとともに、佐賀酒の認知拡大を目的とした情報発信を行う。

(4) ターゲット

関西在住の日本酒ユーザー

5. 業務内容

委託業務の内容は以下のとおりとし、各種法令の遵守に努め、効果的な事業展開を図るものとする。

(1) プロモーション事業の企画関連

目的を達成するための企画の立案、プロモーションの実施設計等を行うこと。

(2) 飲食店の選定

- ・ターゲットへの影響力があり、かつ発信力がある関西の飲食店5店舗以上を選定すること。
- ・実施期間中、幅広い佐賀酒を取り扱うことができる飲食店等であること（5蔵以上かつ5銘柄以上）。
- ・イベント実施後も継続して佐賀酒を取り扱ってもらえる可能性のある飲食店等であること。
- ・対象となる飲食店等の基礎情報、取引がある酒販店情報をリスト化し県へ提出すること。

(3) イベント運営関連

- ・来店者に、佐賀酒に対するポジティブな印象を持ってもらい、リピートにつながるような佐賀酒の楽しみ方を提案できる佐賀酒フェアを実施すること。
 - ・来店者に、佐賀酒の特徴や特性などを知ってもらうための工夫をすること。
 - ・佐賀酒フェアは、連携する飲食店の営業の中で実施することとし、佐賀酒の仕入れ等は各店舗で行い、運営についても基本的には飲食店に委ねるものとする。
 - ・県が指定する店舗においては、1日限定貸切りイベントを実施し、受託者が運営を担うこと。
 - ・貸切りイベントでは、県が指定するゲスト（県内の蔵元又は佐賀酒の説明を行うことができる人材）を起用し、関西の酒販店、ライター、インフルエンサー等を招待すること。なお、店舗の席数は20席程度を想定しており、招待人数は協議のうえ決定する。
 - ・佐賀酒フェアや貸切りイベントでは、佐賀酒と県産食材を使用したメニューを提供すること。
 - ・本事業において、県内全ての酒蔵の商品が広く紹介されるように配慮すること。なお、各参加店舗で全ての酒蔵の商品を取り扱う必要はないが、イベント全体として、県内全ての酒蔵の商品が参加店舗のいずれかで提供されるよう調整すること。ただし、仕入れの状況やイベントの性質によっては、県と受託者との協議により、商品数を限定することができる。
 - ・選定した佐賀酒について、現地での仕入れが難しい場合、県から商品を発送することができる。ただし、送料は県において負担しない。
 - ・イベント期間中は、可能な限り伝統工芸品や県産食材を積極的に使用すること。
 - ・イベント期間中は、SAGA BARのロゴを使用した装飾を行い、イベントに関連するメニューや広報物にはSAGA BARロゴを使用すること（店舗の装飾に必要な物品は県が提供する）。
- (4) イベント実施報告
- ・イベント期間中又は終了後に、売上状況（商品別の提供数、レジ通過人数、売上額等）や来店者数（正確な数字が把握できない場合は推計値で可）を報告すること。

- ・上記のほか、来店者の感想、意見、要望、苦情、課題や改善点など必要に応じて連携する飲食店等や来店者等へヒアリングを行い、県に適宜共有すること。

(5) 情報発信

- ・ターゲットに向けた戦略的な広報計画を策定したうえで、効果的な手法により集客のためのイベント告知を行うこと。あわせて、広報媒体、実施方法等を提案すること。
- ・イベント期間中の来店者の促進や、佐賀酒をより多くの方に飲んでもらうための工夫をすること。（例：佐賀酒の注文や参加店舗間の周遊を促す企画等）
- ・各店舗で実施するイベントが一体的かつ連動した企画であることを示すためのメインビジュアルを制作すること。
- ・来店者に佐賀酒を訴求するため、ツールを制作すること。（例：メニュー表、卓上POP、卓上のぼり、店内ポスター等）
- ・事後広報に活用するため、各エリアで実施するイベントの記録写真を撮影すること。
- ・SAGA BAR の取組として発信していけるよう、アーカイブのコンテンツを作成すること。
- ・イベント告知とは別に、佐賀酒の認知拡大につなげるための情報発信を行うこと。あわせて、広報媒体、実施方法等を提案すること。

(6) アンケートの実施

- ・佐賀酒に関する認知や評価、意見、取組の効果測定等のため、各イベント期間中に来店者へのアンケートを実施すること。
- ・アンケートの項目は、県と協議のうえ決定する。
- ・アンケートの実施及び集計作業等は、県が指定するデジタル化総合プラットフォーム「ロゴフォーム」を活用すること。
- ・アンケートの回収率を上げるための工夫をすること。

6. 成果指標

受託者は、次に掲げる成果指標の達成に努めること。成果指標の詳細や測定方法については、県と協議のうえ決定すること。

- ・イベント参加者の満足度、佐賀酒の今後の飲用意向等

7. 留意事項

- ・貸切りイベントで県が指定し、起用するゲストに係る謝金及び旅費は、別途県が負担する。
- ・連携する飲食店が、県産品を使ったメニューの試作や、提供する佐賀酒を選定するための試飲などに係る経費（試作用の食材費や試飲用の佐賀酒購入費等）は、原則として本業務委託の費用として計上すること。
- ・イベント時に提供するメニューに使用する食材や佐賀酒の仕入れなどに係る経費は、連携する飲食店で負担すること。

8. 各種手続き

- ・酒類や食品の提供及び小売販売に伴う関係法令（酒税法、食品衛生法等）、保健所、国税局等の所轄官庁の指導を遵守すること。
- ・イベント実施にあたり、連携する飲食店等や運営スタッフの負傷や提供する食品等に起因する食中毒の発生、その他のトラブル等に対応できるよう、賠償責任保険等に加入し、イベント前日までに保険証券等の関係書類の写しを県に提出すること。

9. 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

10. 成果品等

受託者は、次に掲げる成果物を指定する部数ずつ、本県が指定する納入期限までに納めること。

(1) 実績報告書 1部

(2) その他、本県と受託者が合意のうえ、成果品として提出を求めるもの

※紙で作成する成果品（実績報告書等）については、電子データでも1部納品すること。